

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当に関する事務	
②事務の概要	行田市は、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当認定請求書等の届出により、高校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する事務 ②支給要件を確認するための事務(加入年金、市外在住の児童の住所の確認等) ③児童手当現況届により、継続認定の可否を決定する事務 ④18歳年度末以降22歳年度末までの子について確認をするための事務 行田市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。	
③システムの名称	・児童手当システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
児童手当ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、別表81の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法19条8号省令」) 【情報提供の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表42、125、141の各項、第44条、第127条、第143条 【情報照会の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表106、107の各項、第108条、第109条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 子ども未来課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部子ども未来課 電話048-556-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (1)部	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 子ども未来課	事後	
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所	子育て支援課長 満井 房子	子ども未来課長 新井 康夫	事後	
平成29年6月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子育て支援課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子ども未来課	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74、75の	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74、75の	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所	子ども未来課長 新井 康夫	課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 広報広聴課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止	〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子ども未来課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年9月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	行田市は、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等	行田市は、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用	事前	制度改正に伴う変更
令和6年9月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・番号法 第9条第1項、別表81の項	事後	
令和6年9月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、	・番号法 第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するため	事後	
令和6年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/11/1	2024/9/14	事後	
令和6年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/11/1	2024/9/14	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2024/9/14	2025/9/14	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2024/9/14	2025/9/14	事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.入手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載